

報告・協議 1

広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について

広島県文化財保護審議会委員の任期が平成 27 年 12 月 31 日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針を別紙のとおり定めることについて協議します。

平成 27 年 11 月 13 日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について

平成 27 年 11 月 13 日

文 化 財 課

| | |
|--------------|--|
| 名 称 | 広島県文化財保護審議会 |
| 根拠規定 | 文化財保護法第 190 条 広島県文化財保護審議会条例 |
| 設置目的 及び任務 | 広島県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して広島県教育委員会に建議する。 |
| 委員の定数 | 25 人以内 ※広島県文化財保護審議会条例第 2 条 |
| 委員の現員 | 25 人 |
| 委員の任期 | 2 年（平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日） ※広島県文化財保護審議会条例第 3 条第 2 項 |
| 報酬(平成 27 年度) | 10,300 円／日 |
| 年間開催予定回数 | 総会 年 2 回程度 部会 10 回程度 |
| 課 題 | 1 文化財の指定について 2 国指定・県指定文化財に係る現状変更等について |
| 委員構成 | 審議会に置かれている常任部会及び特別部会は、次のとおりであり、それぞれの所管事項に応じて、常任部会にあつては 5 人前後、厳島特別部会にあつては 9 人の委員が所属する。 1 常任部会 (1) 建造物部会 (建築学ほか関連分野の研究者) (2) 美術工芸部会 (彫刻, 絵画, 工芸品ほか関連分野の研究者) (3) 書跡部会 (歴史学〔古代・中世・近世〕ほか関連分野の研究者) (4) 無形文化財部会 (音楽, 芸能ほか関連分野の研究者) (5) 民俗文化財部会 (民俗芸能・民俗技術ほか関連分野の研究者) (6) 埋蔵文化財部会 (考古学ほか関連分野の研究者) (7) 史跡部会 (歴史学・考古学・建築学ほか関連分野の研究者) (8) 名勝部会 (動植物・地質・自然地理学ほか関連分野の研究者) (9) 庭園部会 (同上) (10) 天然記念物部会 (動物学, 植物学, 地質学ほか関連分野の研究者) 2 特別部会 厳島特別部会 (歴史学, 動物学, 植物学, 建築学, 地質学ほかの研究者) |
| 選考基準 | 1 広島県文化財保護審議会条例及び広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程に基づき、常任部会と特別部会における審議調査が可能な研究者及び学識経験者から選任する。 2 専門的な知識はもとより、文化に対し広くかつ高い識見を有する人材の確保に努める。 3 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70 歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に 75 歳を超えることとなる者 (3) 5 期を超える者 4 女性委員の登用に努める。 |